

## 第8章

# 災害給付



## 8-1弔慰金・家族弔慰金

### 1 支給要件

水震火災その他非常災害により、組合員が死亡した場合にはその遺族に対し弔慰金が支給され、被扶養者が死亡した場合には、組合員に対し家族弔慰金が支給されます。(法72条)

同一の災害により組合員及び被扶養者が死亡したときは、家族弔慰金は、組合員の遺族に支給します。(運用方針法72条関係)

なお、弔慰金、家族弔慰金が支給される場合でも埋葬料、家族埋葬料も併せて支給されます。

#### 「非常災害」とは(運用方針法72条関係)

水害、地震災害、火災等の災害(例:洪水、津波、地震、火災、落雷、竜巻、台風、豪雨、崖崩、雪崩等による災害)をいいますが、その他の予測し難い事故をも含まれます。

予測し難い事故とは、次のア～ウの要件に該当するかを勘案し、組合で判定します。

ア その事故による死亡原因が客観的にみて、社会通念上予測し難い不慮の事故である。

イ その事故の直後に、医療の効果が得られないような状態で死亡したものである。

ウ その事故による死亡が、原則として他動的原因に基づくものである。

(例:暴動、強盗、工場等の爆発、旅客機事故、遊具故障事故など)

### 2 支給額

弔慰金 標準報酬の月額

家族弔慰金 標準報酬の月額×0.7

### 3 請求書類

弔慰金の請求の場合には、次のア～ウのすべて、家族弔慰金の請求の場合にはア及びイを提出してください。

ア 弔慰金・家族弔慰金請求書

イ 非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書

死亡診断書(死体検査書)、事故証明書などの死亡の日、場所、原因及びその他の状況がわかるもの。(規程116条2項)

ウ 遺族の順位を証明する書類(戸籍謄本等)

遺族の順位は、①配偶者又は子②父母③孫④祖父母の順となり(法45条1項)、同順位の場合はそのうちの1人へ支給します。

順位が「②父母」以降の者が請求する場合には、その前の順位の者がいないことが確認できる戸籍謄本等が必要となります。

## 8-2 災害見舞金

### 1 支給要件

災害見舞金は、組合員が水震火災その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときに、損害の程度に応じて支給されます。(法73条)

なお、支給にあたっては、次のア～オのように取り扱うこととされています。(運用方針法73条関係)

ア 非常災害には、盜難を含まない。

イ 「住居」とは、現に組合が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問わない。

ウ 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいう。ただし、山林、田畠、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含まない。

エ 組合員とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱う。

オ 豪雨によるがけ崩れ等のために立退命令を受け住居の移転を要する場合には、災害による損害とみなして災害見舞金を支給する。

### 2 支給額

災害見舞金の額の算定は、住居、家財それぞれに別個に次の別表1を適用して算出したものを合算します。ただし、合算した金額が標準報酬の月額3カ月分に相当する金額(標準報酬の月額×3)を超えることはできません。(法73条 別表1)

別表1

損害の程度	支給額
1 住居および家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬の月額×3
1 住居および家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬の月額×2
1 住居および家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬の月額×1
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬の月額×0.5

なお、支給額の算定にあたっては、次のア～エのように取り扱うこととされています。

(運用方針法73条関係)

- ア 同一世帯に組合員が二人以上ある場合には、各組合員につきそれぞれ災害見舞金を支給する。
- イ 損害の程度は、原則として、住居又は家財を換価して判定する。
- ウ 豪雨によるがけ崩れ等のために立退命令を受け住居の移転を要する場合には、住居移転に必要な経費は、住居等の損害に換算して損害の程度を算定して差し支えない。
- エ 浸水により平家建の家屋（家財を含む。）が損害を受けた場合におけるその損害については、当分の間、その損害の程度の認定が困難な場合に限り住居及び家財の損害を区別することなく、次の外形的標準により取り扱う。

浸水の程度	支給額
床上 120 cm以上	標準報酬の月額×1
床上 30 cm以上	標準報酬の月額×0.5

### 3 参考事例（FAQ）

- ア 消火冠水による被害は災害給付金の対象となりますか。
- 隣家の火災等による消火冠水の被害は災害見舞金の対象となります。
- イ 自家用車や原動機付き自転車などは災害給付金の家財に含まれますか。
- 原則住居内にあるもののみを対象とするため、倉庫や車庫にあるものについては家財に含めません。ただし、通勤のため所有しておりかつ通勤手当を受けている自動車等については、家財に含めて差し支えありません。
- ウ 自己の費用により修復しない損害は給付対象となりますか。
- 公務員宿舎や賃貸住宅などの損害について自己の費用を一切必要としない場合も考えられますが、損失補てんを目的としない見舞金であるため、支給できます。
- エ 加害者から損害賠償を受けた場合はどうなりますか。
- 損害賠償による補てんを受けている場合は、災害見舞金の支給には影響ありません。
- オ 2階建家屋の1階のみが浸水した場合、損害の程度の判定を外形標準により行うことができますか。
- 平屋でかつ損害の程度の認定が困難な場合に限り外形標準による判定を行うことができますが、2階建家屋の場合には、外形標準による判定ではなく、損害の程度を調査して判定します。

### 4 請求手続

#### （1）請求書類

- ア 災害見舞金請求書
- イ 災害証明書又は被災証明書
- ウ 災害物件明細書
- エ 災害率判定表（家財）及び災害判定表（住居）
- り災害証明書、被災証明書は市区町村で発行。ただし火災の場合は消防署で発行。
- 損害の程度の判定、組合の実地調査等にも利用します。

損害の程度は、住居又は家財等を換価した額で判定することとなります。換価基準については困難な部分もあり、個別に判断していくことになります。ただし、損害保険会社、不動産鑑定士など有資格者が経験に基づいて客観的に判断したものがあれば、それら書類を添付します。

り災率判定票（家財）に記載する家財は、住居にあった家財すべてであり、損害を受けていない家財も含みます。

なお、浸水によるもので損害の程度の認定が難しく、外形的標準により判定（上記2エ）する場合には、り災判定表の提出は不要です。

#### オ 家財配置図

家財等を換価するにあたって、各家財の被害状況を確認していくこととなります。り災判定表（家財）に記載したすべての家財が住居のどこにあったかを判別出来るように表示してください。

#### カ その他り災状況が証明・確認できるもの（写真など）

り災現場の写真、被害状況のわかる見取図、新聞記事など損害の程度が客観的に確認できる書類等があればできるだけ添付します。

特に、り災現場の写真については、組合による現場調査時点では状況が確認できない場合もあるため、できるだけ直後の状態を記録してください。

### （2）現場確認

請求書の提出を受けて、共済組合及び所属所の担当者が住居や家財の損害程度を認定するため現地調査を行います。

そのため、り災事例が発生したら速やかに組合に連絡するとともに、後片付けなどで現地調査までにり災直後の状況が保てないような場合には、本人が事前にり災現場の写真を撮り記録等しておく必要があります。